

森林環境譲与税の使途公表

平成31年4月に森林経営管理法が施行され、財源となる森林環境税及び森林環境譲与税が創設され、本町においても、令和元年度より国から森林環境譲与税が譲与されています。

森林環境譲与税は法令で使途が定められており、市町村及び都道府県は森林環境譲与税の使途を公表しなければならないとされています。

【参考】森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律 第34条第3項

市町村及び都道府県の長は、地方自治法第233条第3項の規定により決算を議会の認定に付したときは、遅滞なく、森林環境譲与税の使途に関する事項について、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

平成31（令和元）年度活用実績

事業名等	内容	金額
林業振興一般事業（林地台帳システム導入・森林地理情報システム更新）	森林経営管理制度事務等業務に必要な、林地台帳システムの導入と地理情報システムの更新を実施した。	6,333,800円
森林環境譲与税基金積立	森林経営管理制度事務及び林業振興、並びに森林整備等に係る基金積立	812,200円
合 計		7,146,000円